

令和 7 年度沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務に係る 企画提案公募要領

1 業務の目的

令和 5 年 4 月から施行された沖縄県差別のない社会づくり条例（以下「条例」という。）の趣旨及び内容について県民の理解を深めることを目的とし、周知・啓発を行うこととする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和 7 年度沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 業務内容

「令和 7 年度沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務に係る企画提案仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

提案に当たっては、7,062,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有する法人であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 自己又は自社の役員、経営に実質的に関与する者等が、次のアからオまでのいずれにも該当する者でないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者

イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える

- 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (6) 労働関係法令を遵守していること。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者について、これらに加入していること。
- (8) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、2(3)の業務内容を的確に実施できる能力を有すること。

4 共同で企画提案書を提出する場合に必要な資格

共同企業体を結成し企画提案の提出に参加しようとする場合は、その代表者及び構成員が次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 3(1)から3(8)までの要件を全て満たすこと。ただし、3(1)の要件については、代表者又は構成員のいずれかが満たせば足りる。
- (2) 共同企業体の代表者又は構成員となる者は、企画提案書を提出する他の共同企業体の構成員でないこと。

5 スケジュール（予定）

令和7年11月5日（火）	企画提案公募及び質問受付開始
令和7年11月12日（水）	質問受付締切 ※17時必着（【様式10】提出）
令和7年11月14日（金）	質問回答
令和7年11月17日（月）	参加申込期限 ※17時必着（【様式1】提出）
令和7年11月21日（金）	企画提案書提出締切 ※17時必着
令和7年11月25日（火）	第1次審査 結果通知（書類選考）
令和7年11月27日（木）	企画提案選定委員会（プレゼンテーション）
令和7年12月第1週（予定）	結果通知
令和7年12月第2週（予定）	契約

6 企画提案に関する質問

公募説明会は開催しない。質問がある場合は、次のとおり書面により質問することができる。

- (1) 質問方法 質問書【別紙様式】を電子メールにより提出し、メールの件名は「沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務に係る質問書」とすること。
また、メール送信後は電話で受信の確認を行うこと。
- (2) 質問受付期間 公募開始の日から令和7年11月12日（水）午後5時まで
- (3) 提出先及び受信確認の連絡先 11に掲げるE-mailアドレス及び電話番号
- (4) 回答方法 沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課ホームページに令和7年11月

14 日（金）（予定）までに掲載する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類は、下表のとおりとする。

書類名	様式
☐ 企画提案応募申請書	様式 1
☐ 企画提案書	任意
☐ 業務実施計画（スケジュール）	任意
☐ 業務執行体制図	任意
☐ 経費積算書	様式 2
☐ 会社概要	様式 3
☐ 業務実績	様式 4
☐ 誓約書	様式 5
☐ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合に限る。）	様式 6

- (2) 提出部数 正本 1 部、副本 6 部（合計 7 部）とし、市販の A 4 版 2 穴ファイルに編綴し、適宜インデックスを付けること。副本は、正本のコピーも可とする。

- (3) 提出期限

様式 1 : 令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 5 時（必着）

その他書類：令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時（必着）

- (4) 提出方法 持参又は書留郵便により、11 に掲げる場所へ提出すること。

8 企画提案の選定方法

- (1) 審査は、提出された書類により参加要件を確認後、企画提案書の書類審査（1 次審査）を行う。4 者以上から応募があった場合、書類審査により上位 3 者を選定した上で、プレゼンテーションの実施を依頼する。

書類審査（1 次審査）において選定された者に対しては、結果及び企画提案選定委員会（プレゼンテーション）の実施日時等を電話及び電子メールにて通知する。

選定されなかった者に対しては、結果のみ電子メールにて通知する。

企画提案者によるプレゼンテーション（質疑含めて 30 分程度）は、関係者で組織する企画提案選定委員会において審査し、総合評価により企画提案者の順位付けを行い、最も優れた企画提案者を第 1 位入選者として選定する。

- (2) プレゼンテーション審査は、令和 7 年 11 月 27 日（木）を予定。資格要件に不備がないことが確認できた企画提案者に、日程等の詳細を令和 7 年 11 月 25 日（火）までに電子メールで通知する。
- (3) 審査の結果は、全ての提案者に対し通知する。

9 委託契約に関する事項

- (1) 県は、企画選定第 1 位入選者と、本業務の委託内容に関する協議を行い、協議が

合意に至ったときは、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）に規定する随意契約の手続きにより、委託契約を締結する。ただし、県と企画選定第 1 位入選者との協議において合意に至らなかったときは、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議の上、契約を締結できるものとする。なお、提出のあったいずれの企画提案内容も妥当ではないと判断した場合は、再公募することがある。

- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

10 その他

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本委託業務の企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (4) 1 事業者又は 1 共同企業体につき、企画提案は 1 件とする。
- (5) 提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は、軽微な変更を除き原則認めない。
- (6) 企画提案書等の書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (7) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - イ 企画提案書等提出された書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ この要領に違反し、又は著しく逸脱すると認められた場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反する場合
- (8) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (9) 本委託業務の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議して進めていくものとし、提案内容の全てを実施するものではない。

11 お問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁舎 3 階）

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課（担当：大城）

電話番号：098-866-2500

E-mail アドレス：aa001309@pref.okinawa.lg.jp